第４　財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第２項第４号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。

１　管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。

２　運営費交付金を充当して行う事業については、「第２　業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うこと。

３　障害者雇用納付金に係る積立金については、納付金が障害者の雇用に伴う、経済的な負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るために、法律に基づき、事業主から徴収しているものであることにかんがみ、適正にその運用及び管理を行うこと。

４　暫定的に行う雇用促進住宅業務については下記に従い、譲渡等を推進すること。

⑴　「規制改革推進のための３か年計画」（平成19年６月22日閣議決定）等に基づき、民間事業者等の知見・ノウハウを活用しながら、総収益の最大化を図りつつ、現に入居者がいることを踏まえた上で、雇用促進住宅の売却方法について常に工夫を行いつつ、譲渡を着実に推進し、これを可能な限り前倒しできるよう取り組み、遅くとも平成33年度までにすべての譲渡・廃止を完了すること。ただし、必要と認められる間、震災による被災者等に対する支援策として、雇用促進住宅を活用することとし、現に入居している者への配慮をしつつ、その適切な実施に留意すること。

⑵　譲渡・廃止が完了するまでの間は、独立採算による合理的な経営に努めること。

⑶　譲渡が完了した雇用促進住宅については、国庫納付すること。

第５　その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第２項第５号のその他業務運営に関する重要事項については次のとおりとする。

１　ニーズの適確な把握等

サービスを希望する者が適切な時期に適切なサービスを受けられるようにするため、利用者の機会の均等・公平の観点から、ニーズの適確な把握、ニーズを踏まえた適正なサービスの提供を図るよう、事業の周知や関係機関への協力要請を積極的に実施するとともに、事業主団体、障害者団体等と情報交換を行うほか、機構の業務に関する要望、意見等を聞くことを目的とする場を設けること。

２　利便性の向上

利用者に対するアンケート調査を積極的に実施し、その結果を業務改善につなげることにより、利用者の要望を踏まえた業務運営を行うこと。

高年齢者等や障害者の雇用問題等に関する情報及び求職者や在職者等に対する職業訓練実施状況等に関する情報をホームページにおいて公表し、高年齢者等や障害者の雇用問題等に関する情報及び求職者や在職者等に対する職業訓練実施状況等に関する情報の効率的な活用と国民の理解の促進を図ること。また、給付金及び助成金の支給申請事業主等の利便性を図るため、支給要件、助成額、申請窓口等をホームページ等で公開すること。

また、障害者雇用納付金の徴収及び調整金等の支給業務については、事業主の利便性の向上を図るため、申告・申請手続の簡素化及び電算機処理システムの改定など、適正かつ効率的に実施すること。

３　業績評価の実施及び公表による業務内容の充実等

適正な業務の推進に資するため業績評価を行い、業務運営に反映する。

さらに、業務内容の透明性を高め、業務内容の充実を図る観点から、設定した目標の達成状況、業績評価の結果や機構の業務の内容について、ホームページ等において、積極的かつ分かりやすく公表すること。

４　内部統制の充実・強化

内部統制については、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年３月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として厚生労働省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考に更に充実・強化を図ること。

５　政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。

６　既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。

中国地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成25年４月１日

中国地方整備局長　戸田　和彦

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線	広島県三次市四拾貫町字三重790―26から島根県雲南市吉田町吉田字菅谷4314番30
高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線	岡山県美作市今岡字金山725番１から岡山県英田郡西粟倉村大字影石字火宅口335番
一般国道９号	島根県鹿足郡津和野町瀧元1440番から島根県鹿足郡津和野町直地1214番
一般国道373号	岡山県英田郡西粟倉村大字影石字火宅口335番から岡山県英田郡西粟倉村影石字向エ山324番６

２　指定する期日　平成25年４月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を下記のとおり指定する。

平成25年４月１日

中国地方整備局長　戸田　和彦

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道９号	島根県鹿足郡津和野町瀧元1440番から島根県鹿足郡津和野町直地1214番
一般国道373号	岡山県英田郡西粟倉村大字影石字火宅口335番から岡山県英田郡西粟倉村影石字向エ山324番６

２　指定する期日　平成25年４月１日

国立国会図書館

平成25年度参議院事務局職員採用試験公告

平成25年度参議院事務局職員採用試験について次のとおり告知する。

平成25年４月１日　参議院事務局

１　試験の名称

⑴　参議院事務局職員採用総合職試験

⑵　参議院事務局職員採用総合職（技術）試験

⑶　参議院事務局職員採用一般職試験

⑷　参議院事務局職員採用専門職（衛視）試験

２　採用予定人員

⑴　総合職試験　15名程度

⑵　総合職（技術）試験　若干名

⑶　一般職試験　若干名

⑷　専門職（衛視）試験　若干名

３　採用予定期日　平成26年４月１日